

平成 24 年 8 月 24 日  
企 画 部 財 政 課

## 平成 25 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 平成 25 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） . . . . . 1
  
- 2 平成 25 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） . . . . . 3
  - (1) 平成 25 年度予算編成事務処理方針について . . . . . 3
  - (2) 平成 25 年度予算編成予定表 . . . . . 6
  - (3) 〔別紙 1〕平成 25 年度予算編成における経費区分について . . . . . 7
  - (4) 〔別紙 2〕平成 25 年度一般財源各事業本部等配分額 . . . . . 9
  - (5) 〔別紙 3〕平成 25 年度節別留意事項および見積り・積算基準について . . 10
  - (6) 〔別紙 4〕様式および提出書類 . . . . . 21
  - (7) 〔別紙 5〕財務会計システム入力の留意点 . . . . . 43

各事業本部（部・室・局）長 様

副 区 長 琴 尾 隆 明

平成 25 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

区は、平成 24 年 3 月、長期計画（平成 22 年度～26 年度）の見直しを行い、平成 24 年度からの 3 年間で計画期間とする後期実施計画を策定した。さらに、同年 4 月には、子育て、文化・スポーツ部門を中心に長期計画で体系化した施策をより効果的に推進するため、大幅な組織改正を行い、効率的な施策・事業の展開に努めているところである。

しかしながら、区の平成 23 年度普通会計決算における経常収支比率は前年度に比べ 2.4 ポイント増の 89.5% となり、財政の硬直化が進行している。来年度においても、生活保護費など社会保障関係経費の増加など見込まれる一方で、基幹的な歳入である特別区民税や財政調整交付金は、景気動向や法人住民税実効税率の引き下げなどの影響により、増収が見込めない状況にある。財源不足を補うためこれまでと同様に後期実施計画においても多額の基金の繰入れや起債の発行を既に予定していることから、財政運営上の工夫も限界にきている。

また、我が国の経済情勢は、震災復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるものの、欧州政府の債務危機が続く中で、世界景気に減速感が広がっており、長引くデフレ、円高、電力供給の制約など下押しリスクも多いことから景気の先行きは未だ不透明である。

このような厳しい状況が続く中であって、持続可能な財政運営を維持し、多様な区民要望に的確にこたえていくためには、すべての職員が無駄を徹底的に排除し、区民にとって真に必要なものが何かを見極めたうえで、創意工夫に努め、区政運営にあたることが何よりも重要である。そのため、引き続き「選択と集中のさらなる徹底」に取り組むとともに、平成 24 年度からの 2 か年を事務事業の総点検期間と位置づけ、全事務事業の見直しを実施することとしたところである。

そこで平成 25 年度予算編成にあたっては、

- (1) 長期計画の実現に向けて、事業を着実に推進できる予算となるよう、財源の確保に努めるとともに、必要経費、スケジュールおよび実施体制等を精査し工夫すること。
- (2) 「事務事業の総点検の実施について（24 練企財第 160 号平成 24 年 8 月 9 日付通知）」の趣旨を踏まえ、事務事業評価等により事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行い、事業の廃止・休止・縮小を含めた見直しを行うこと。

とする。

については、以上の方針を踏まえ、下記事項に留意し、平成25年度予算の編成に取り組みたい。

この旨、命により通達する。

## 記

- 1 長期計画の後期実施計画（平成24年度～26年度）に掲げる事業の確実な実施に向け、所要経費を再精査し、最大限、特定財源の確保に努めること。
- 2 予算編成の根幹をなす歳入については、既存の特定財源にとどまらず、あらゆる手法を駆使して新たな財源確保に努めること。  
特に区税および使用料等については、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。あわせて各種事業において受益者負担の見直しによる適正化を図るなど、最大限歳入の確保に努めること。  
また、国庫・都支出金については、国・都の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止等が行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を前提に検討すること。
- 3 新規事業および事業のレベルアップを実施する場合には、「選択と集中のさらなる徹底」の観点から、見直しにより生み出された財源の範囲内で見積もること。
- 4 大規模な組織改正後の初めての予算編成であることから、事業予算の見積りにあたっては、関係部課が連携しスケジュール調整などを行い、対象経費の積算漏れや重複がないように情報交換を徹底し、適切に見積ること。
- 5 補助金については、平成23年度に実施した「補助金の見直し」の結果を踏まえ、廃止・縮小・統合も含めて徹底した検討を行い見積ること。
- 6 施設の管理運営費や業務委託料等については、前例にとらわれることなく事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価などの抜本的な見直しを図り、経費の削減に努めること。

以上

各事業本部（部・室・局）長 様

企画部長 中 村 啓 一

平成 25 年度予算編成事務処理方針について

平成 25 年度予算編成にあたっては、平成 24 年 8 月 23 日付け「平成 25 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[ 1 ] 枠配分予算について

- 1 各事業本部等の自主性を高めた予算の編成・執行を進めるため、枠配分方式による予算編成を行う。具体的には、A B C 経費別の基礎数値の算出調査により決定した A 経費に係る一般財源を各事業本部等に配分する。
- 2 枠配分額は、平成 25 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。なお、**平成 25 年度の枠配分額については、現段階で見込まれる来年度の財政フレームを考慮し、基礎数値に対し 3 % のマイナスシーリングを行う。**
- 3 各事業本部等の配分額は別紙 2 のとおりである。各事業本部等では、事業部制および枠配分方式の趣旨を踏まえ、配分額の範囲内において適切に予算を編成し、査定書を提出すること。
- 4 各事業本部等においては、配分額の範囲内で、創意工夫により生み出した財源により、区民福祉の向上に資する独自の新規事業の創設、事業の充実を図ること。

[ 2 ] 歳出について

- 1 限られた財源を重点的・効果的に配分する観点から、「事務事業の総点検の実施について」(平成 24 年 8 月 9 日付 24 練企財第 160 号)の趣旨を踏まえたうえで、全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行うこと。
- 2 平成 24 年度事務事業評価において、総合評価が「B 良好に進んでいない」事業については、今後の事業の方向性を踏まえたうえで経費を見積もること。なお、予算見積書(1)の「根拠法令及び事業内容」欄に総合評価を記載すること。
- 3 前年度において流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行うなど、積算の適正化を図ること。また、執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。(執行率が 90% 以下の経費については、原則として不用額の 2 分の 1 以上を減額して見積もること。)
- 4 施設の改修改築経費については、「第二期区立施設改修改築計画」の後期計画を踏まえ、事前に施設管理課等と十分に協議した上で、必要な経費を精査し見積もること。また、複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。

5 2か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査のうえ、債務負担行為を併せて見積もること。

なお、24年度中に公告・入札を必要とする工事については、債務負担行為を設定していることが前提となるので、特に注意すること。

6 指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」および「指定管理者制度の適用に係る基本方針」運用細目に基づき適切に見積もること。

7 情報システム関連経費については、「平成25年度情報化企画書の提出について」(平成24年5月11日付24練企情第187号)を踏まえ、適切に見積もること。なお、予算化に当たっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

### [ 3 ] 歳入について

1 歳入予算の見積もりにあたっては、年度内に見込みうる額を細大漏らさず算定するとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。

2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、国の補助金等の一括交付金化など制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないように見直しを行うこと。

3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もりを行うこと。また、施設使用料については、現在、「使用料、契約制度等検討委員会」を設置し見直し作業を進めているところであるが、見直し案の策定が平成25年1月以降となる見込みであることから、現行の金額で見積もること。

4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料等、新たな収入の確保について検討し、その歳入を見積もること。

### [ 4 ] 留意事項

1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。

2 職員人件費については、別途通知する「平成25年度予算編成に係る給与関係費の見積もりについて」に基づいて見積もりを行うこと。準職員人件費も同様とする。

3 「事務事業の総点検の実施について」で選定した特定見直し対象事業のうちA経費に区分されていた経費については、C経費として見積もること。また、見直し結果を予算見積もりに反映すること。

4 「長期計画」事業および「第二期区立施設改修改築計画」事業については、事業量・事業費を精査の上、原則として計画事業費の範囲内で見積もること。また、見積もりに際しては、長期計画事業予算要求説明資料を別途提出すること。

5 国の緊急雇用創出事業については、24年度で終了となることから、廃止を前提に検討すること。なお、事業を継続する場合は、枠配分予算の範囲内において見積もること。

- 6 補助金については、平成 23 年度に行った「補助金の見直し」の結果を踏まえながら、その目的、必要性、支給対象、補助率、実績、効果、代替機能などについて不断の検証を行い、廃止・縮小・統合の可能性を検討すること。
- 7 人件費インセンティブ経費については、グループウェアの財政課部門フォルダの関係書類を参照のうえ見積りを行うこと。見積りに当たっては「人件費インセンティブ予算見積資料」を作成のうえ、予算見積書(1)の「根拠法令及び事業内容」欄に「人件費インセンティブ関連」と記載すること。なお、この経費については、事業本部等の案がまとまり次第、随時、財政課と協議すること。
- 8 新規事業または既定事業における新規項目については、その概要を簡潔明瞭に説明した資料を作成して査定書または見積書に添付すること。その他、事業内容や積算根拠等について補足説明が必要な場合も、同様に説明資料を添付すること。
- 9 編成にあたっては、別紙 1～5 の説明資料を参照すること。  
 なお、各種様式はグループウェア部門フォルダに掲載のものを利用のこと。

別紙 1	平成 25 年度予算編成における経費区分について
別紙 2	平成 25 年度一般財源各事業本部等配分額
別紙 3	平成 25 年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙 4	様式および提出書類
別紙 5	財務会計システム入力の留意点

[ 5 ] 提出期限および提出部数

- |   |                            |                                   |       |
|---|----------------------------|-----------------------------------|-------|
| 1 | A 経費                       | 平成 24 年 10 月 15 日 (月) <u>【厳守】</u> |       |
|   | 予算査定書                      |                                   | 2 部   |
|   | 平成 25 年度 当初予算 A 経費編成報告書    |                                   | 1 部   |
|   | 補助金成果指標チェックリスト             |                                   | 2 部   |
| 2 | B 経費、C 経費                  | 平成 24 年 10 月 22 日 (月) <u>【厳守】</u> |       |
|   | 予算見積書                      |                                   | 3 部   |
|   | 平成 25 年度 C 経費予算要求説明資料 (個表) |                                   | 2 部   |
|   | 関連資料                       |                                   | 各 2 部 |
|   | ・人件費インセンティブ予算見積資料          |                                   |       |
|   | ・施設改修関係事業一覧                |                                   |       |
|   | ・債務負担行為関係資料                |                                   |       |
|   | ・長期計画事業予算要求説明資料            |                                   |       |
|   | ・補助金成果指標チェックリスト            |                                   |       |
| 3 | 職員人件費見積書                   | 平成 24 年 11 月 12 日 (月) <u>【厳守】</u> |       |
|   | 予算見積書                      |                                   | 1 部   |

## 平成25年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等
24	8	23	木 庁議・編成方針決定
	8	24	金 各事業本部等庶務担当課長会・係長会 予算事務説明会  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>各事業本部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。  <u>財務会計システムの要求 / 査定の切り替えは、</u>  <u>財政課へ連絡。</u></p> </div>
	10	中旬	職員人件費見積り依頼（見積書提出期限 11月12日）
	10	15	月 <b><u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u></b>  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>財政課によるA経費ヒアリング</p> </div>
	10	22	月 <b><u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u></b>  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>財政課によるB、C経費ヒアリング</p> </div>
	11	12	月 <b><u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u></b>
	12	上旬～	政策経営会議（区長査定）
	12	中旬	予算内報、予算最終調整
	12	下旬	予算案内部決定
25	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表
	2	中旬	平成25年第一回練馬区議会定例会
	3	中旬	予算案議決

## 平成 25 年度予算編成における経費区分について

経費区分（平成 25 年度予算編成）	
<b>A 経費（枠内経費）</b>	B 経費、C 経費以外の経費
<b>B 経費（枠外経費）</b>	
1 義務的経費	
(1) 人件費	諸手当、共済費を含む。 一般職 教育長、職員（再任用含む）、準職員 特別職 ・ 長等（区長、副区長、常勤の監査委員） ・ 議員 ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く） ・ 再雇用
(2) 公債費	元利償還金のほか、手数料を含む
(3) 扶助費	20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの
2 固定的経費	各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金
(1) 債務負担行為	債務負担行為として、予算措置済みの事業費。
(2) 義務的分担金負担金	特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業
3 隔年に支出せざるを得ない経費	選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業
4 特別会計および繰出金	特別会計および特別会計への繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。



**C 経費（政策的・枠外経費）**

1 「長期計画」事業

長期計画の後期実施計画（平成 24～26 年度）における計画事業に基づく経費。  
ただし、債務負担行為をとっているものは B 経費の債務負担行為の対象とする。

2 政策的な経費

(1) 重要な新規・レベルアップ事業

- ・補助事業にかかる経費。
- ・電算システム開発にあっては、経費（機器類を含む）が 500 万円を超えるものとする。

(2) 特に区として、臨時的・政策的に対応する経費

ただし、24 年度に政策的経費として予算化されたもののうち、25 年度以降経常的になるものは、A 経費または B 経費とする。

3 人件費インセンティブに係る経費

定数削減による財政効果を活用して、当該事業に関連する新規・充実施策を実施すべきとして立案した事業に係る経費

4 一定規模以上の施設改修

一件 500 万円以上の施設改修（長期計画事業以外）。公園改修、道路（交通安全施設）自転車駐車場含む。

5 積立金

6 諸支出金

7 特定見直し対象事業に係る経費（B 経費に該当するものを除く）

「参考」 経費区分イメージ

予 算 総 額

予 算 総 額					
A 経費		B 経費		C 経費	
一般財源	特定財源	一般財源	特定財源	一般財源	特定財源



ここを各事業本部等へ配分

## 平成25年度一般財源各事業本部等配分額

(単位：千円)

	事業本部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	54,738
2	区長室	229,447
3	企画部	141,134
4	危機管理室	197,764
5	総務部	1,489,478
6	会計管理室	26,455
7	選挙管理委員会	5,566
8	監査事務局	3,993
9	区民生活事業本部	1,383,184
10	健康福祉事業本部	3,442,660
11	環境まちづくり事業本部	1,538,884
12	教育委員会	16,221,123
	合計	24,734,426